

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する県内中小企業のうち、製造業、倉庫業及び商業施設やオフィスビル等に入居する事業者の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及び常時使用する従業員の数が同項に定める従業員の数（主たる事業の属する業種による）以下の法人（国及び法人税法別表第1に規定する公共法人を除く）をいう。
- (2) 「みなし大企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の2分の1以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の3分の2以上を直接又は間接に大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
 - エ 給付金申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等
- (3) 「特別高圧」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日号外通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。
- (4) 「工業団地」とは、神奈川県企業誘致促進協議会が指定する地域産業プロジェクト及び一般に工業団地とされている一団の産業集積地域のうち、公的機関により誘導・整備されたものをいう。
- (5) 「物流施設」とは、物流が発生したり、中継したりする、倉庫、集配送センター・荷捌き場及びトラックターミナル等の施設をいう。
- (6) 「製造業の工場」とは、日本標準産業分類における「製造業」に該当し、主として「新たな製品の製造加工」を行う事業所をいう。
- (7) 「倉庫」とは、倉庫業法第3条に規定する国土交通大臣の登録を受けている又は物流施設に入居して実態として倉庫のために利用している事業所をいう。
- (8) 「商業施設やオフィスビル」とは、複数の店舗やオフィス等が入居している施設をいう。

(9) 「対象月」とは、令和5年4月から令和6年5月までの各月をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) みなし大企業等及び特別の法律により設立された法人（医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、商工会・商工会議所等）を除く中小企業等であること。
- (2) 特別高圧により受電する神奈川県内の事業所（以下「単独事業所」という。）又は特別高圧により受電する神奈川県内の製造業の工場、工業団地若しくは物流施設に入居して、当該電力を使用し、その費用を負担している事業所（以下「店子事業所」という。）又は特別高圧により受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビル等に入居して、当該電力を事業のために使用し、その費用を負担している事業所（以下「テナント」という。）であること。
- (3) 前号の単独事業所又は店子事業所にあつては、製造業の工場又は倉庫であること。
- (4) 神奈川県が行う、本給付金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思のない事業所であること。
- (5) 国及び他の地方公共団体が行う、本給付金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思のない事業所であること。

(給付金の額)

第4条 単独事業所及び店子事業所における給付金の額は、対象月の各月の特別高圧で受電した電力の使用量に次の月間電力使用量1kWhあたりの単価を乗じて算定し、これを合算したものとする。

令和5年4月から8月	月間電力使用量1kWhあたり3.5円
令和5年9月から令和6年4月	月間電力使用量1kWhあたり1.8円
令和6年5月	月間電力使用量1kWhあたり0.9円

- 2 テナントにおける給付金の額は、電力の使用量に関わらず、1事業所あたり令和6年1月から3月分として10万円、令和6年4月から5月分として5万円とする。ただし、原則として令和6年1月から3月まで若しくは4月から5月まで、特別高圧により受電する施設に賃貸借契約又はそれに準ずる契約等により入居して、当該電力を事業のために使用し、その費用を負担していることを条件とする。
- 3 第1項の規定により算出した各月の給付金の額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててから合算するものとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書（第1号様式）に次に定める添付資料を添えて、別に定める期日までに神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出し

なければならぬ。なお、郵送料等は申請者が負担するものとする。

- (1) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
 - (2) 振込先口座の通帳等の写し
 - (3) 直近過去3年又は3事業年度の確定申告書の写し（単独事業所又は店子事業所の場合）
 - (4) 履歴事項全部証明書の写し（中小法人等の場合）又は本人確認書類の写し（個人事業者等の場合）
 - (5) 雇用人数を確認できる書類（資本金の額又は出資の総額が中小企業支援法第2条第1項に規定する額を超える場合）
 - (6) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（製造業の場合）、販売費および一般管理費明細書の写し（単独事業所又は店子事業所の場合）
 - (7) 当該事業所が製造業又は倉庫業のために用いられていることを確認できる書類（単独事業所又は店子事業所の場合）
 - (8) 申請する各月において特別高圧により受電していることを確認できる契約書等の書類（単独事業所の場合）
入居する施設が特別高圧により受電していることを確認できる書類及び施設に対し相応の電気料金に相当する額を支払っていることを確認できる書類（店子事業所又はテナントの場合）
 - (9) 申請する各月の当該事業所の月間電力使用量を確認できる電気料金の請求書等の書類（単独事業所又は店子事業所の場合）
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- 2 単独事業所又は店子事業所に係る申請者は、令和5年4月から7月分、8月から9月分、10月から12月分、令和6年1月から3月分、4月から5月分をそれぞれの申請区分ごとに、前項の規定により申請するものとする。なお、各申請区分においては任意の月を選択することができる。
- 3 テナントに係る申請者は、令和6年1月から3月分、4月から5月分について、第1項の規定により申請するものとする。
- 4 過去に要綱に基づき給付金を受給した事業者が、新たに異なる申請区分の給付金の申請をする場合、第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる添付書類については、記載された事実に変更がない場合に限り当該添付書類の提出を省略することができる。ただし、変更が軽易であって知事が必要ないと認める場合は、書類の提出を省略することができる。
- 5 原則として、支給対象事業所を複数有する支給対象者は、当該支給対象事業に係る申請を一括して行うものとする。
- 6 第3条の支給対象者は、同期間及び同一施設に対する、電気料補助に係る本県の他事業と重複して申請してはならない。

(給付金給付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により給付金の申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに給付金の給付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定による給付金の給付を決定したときは、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金給付決定通知書（第3号様式）等により、給付金の申請をした者に対し通知し、給付金を口座振込により給付するものとする。

3 知事は、第1項の規定により給付金の申請の内容を審査した結果、不相当であると認めるときは、給付金の不給付の決定を行うこととし、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金不給付決定通知書（第4号様式）により、理由を付して通知するものとする。

(立入検査等)

第7条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、給付金の給付を受けようとする者又は給付金の給付を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(給付金給付の決定の取消し)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により給付金の給付の決定を行った場合において、立入検査等の結果、給付金の給付を受けようとする者又は給付金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。

(3) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金給付取消通知書（第5号様式）により、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還等)

第9条 知事は、前条第1項第2号から第4号までの規定に基づき給付金の給付の決定を取り消したときは、給付を受けた者に対し、期限を定めて給付した全部又は一部の給付金

を返還させるものとする。

- 2 前条第1項第1号に規定する不正受給を行った申請者は、給付を受けた全部又は一部の給付金について、それぞれ、その全額に、受給の日の翌日から返還の日まで、年3パーセントの割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、知事は、当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。

(暴力団の排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の給付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、申請者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
ただし、当該確認のために個人情報や神奈川警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、申請者が第1項各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定に関しては、前条を準用する。

(書類の整備等)

- 第11条 給付金を受給した事業者は、給付金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、給付金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
 - 3 給付金を受給した事業者が法人である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者はいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。